

進めよう「住まいの耐震化」

ひょうご住まいの耐震化促進事業のご案内

昭和56(1981)年5月以前に着工した住宅が対象



- 阪神・淡路大震災では、家屋の倒壊・家具の転倒などにより多くの尊い命が奪われました
- 大きな被害を受けた建物のほとんどは、昭和56年5月以前に建築された木造住宅でした
- いつ大きな地震が起きても大丈夫なように、耐震改修して住宅を補強しておくことが大切です

簡易耐震診断推進事業

「簡易耐震診断」を申し込んでください

明石市が診断員を派遣します。

- 昭和56(1981)年5月以前に着工した住宅が対象です
- 共同住宅(長屋を含む)も対象となります
- 無料で診断します
- ※昭和56年6月以降に増築や改築等をした住宅は対象外です
- ※認定工法の住宅は対象外です

耐震診断の結果

評点 0.7 未満	評点 0.7以上 1.0未満	評点 1.0 以上
危険	やや危険	安全

(木造戸建住宅の場合)

ひょうご住まいの耐震化促進事業

耐震診断の結果「危険」「やや危険」の場合は・・・

「住まいの耐震化」を検討してください

一人でも多くの市民の皆さんに耐震化に取り組んでいただけるよう、様々なメニューを用意しています。

住宅の建替をした

家全体をしっかり建替したい

住宅建替補助

耐震性の低い住宅を建替する場合に補助します。

耐震改修工事をしたい

家全体をしっかり改修したい

住宅耐震化補助

耐震改修工事により、地震に対する十分な安全性を確保する場合に補助します。

- ・住宅耐震改修計画策定費補助
- ・住宅耐震改修工事費補助

高額な耐震改修工事は困難

部分的な改修をしたい

部分型耐震化補助

部分的な耐震改修工事により、安価で簡易な耐震化を実施する場合に補助します。

- ・簡易耐震改修工事費補助
- ・シェルター型工事費補助
- ・屋根軽量化工事費補助

命だけは守りたい

防災ベッド等設置助成

耐震改修工事ではなく、命を守る最低限の対策として防災ベッドを設置する場合に補助します。

※ それぞれの補助事業の詳細は裏面をご参照ください。